

仕 様 書

1 業務の名称

長浜市ハッピー子育て事業

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 目的

妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師、保健師、理学療法士等の医療専門職による相談支援や交流の場を設け、心身のケアや育児のサポート等を行うことで、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、母親及び父親が安心して子育てができることを目的とする。

4 対象者

- (1) 長浜市に住民登録のある妊婦
- (2) 生後12か月未満の乳児と乳児を養育する父・母（乳児、父・母ともに長浜市に住民登録のある者に限る）
- (3) その他市長が必要と認める者

5 事業の内容

事業の内容は、次にあげるものとする。

- (1) 助産師等の医療専門職が妊産婦の自宅に訪問等により行う個別相談
- (2) 妊産婦等の悩みなどや産前産後の心身の不調に関する相談支援等
- (3) 心身のケア、育児サポート等
- (4) 保護者同士の情報交換、交流に関すること
- (5) その他、事業の目的を達成するために必要な保健指導
- (6) 事業実施においては基本的な感染予防を実施する

6 事業の委託および実施

- (1) 事業は、助産師、保健師、理学療法士等の医療専門職を配置できるハッピー子育て事業者（以下「事業者」という。）に委託し実施する。
- (2) 事業者は、5に規定する内容を実施するものとする。
- (3) 5（1）の個別相談は60分以上、5（4）の集団指導は複数人を対象に90分以上実施するものとする。

7 事業者の登録

- (1) 事業者は次の各号の要件を満たすものとする。
 - ① 事業の従事者は助産師、保健師、理学療法士等の医療専門職とし、5に規定する内容を行う実施体制が確保できること。
 - ② 事業を安全、快適に提供できる場所が確保できること。
 - ③ 長浜市内で事業を実施すること。（市外の場合は市と協議の上、実施の可否を決定すること。）

- ④ 市が指定する研修に参加すること。
 - ⑤ 納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - ⑧ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
 - ⑨ 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (2) (1)の要件を満たす者は、市にハッピー子育て事業者登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。
 - (3) 市は、登録申請を受けたときは、その内容を審査し、ハッピー子育て事業者登録通知書（様式第2号）にて可否の決定を通知するものとする。
 - (4) 市は、事業者とハッピー子育て事業業務委託契約を結び、ハッピー子育て事業登録事業者とする。
 - (5) 市は、ハッピー子育て事業登録事業者台帳（様式第3号）を整備し、登録後、市民へ周知する。

8 利用券の交付

- (1) 事業を利用しようとする者は、ハッピー子育て事業利用券（ハッピー子育てチケット）交付申請書兼受領書（様式第4号）を市に提出する。
- (2) 市は、(1)の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ハッピー子育て事業利用券（ハッピー子育てチケット）（様式第5号）を交付するものとする。
- (3) 利用券1枚当たりの額面は、1,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、母子手帳発行時に妊婦に対し、対象の児1人につき2枚を交付するものとする。
また、転入の場合、生後12か月未満の児を養育する父あるいは母に対し、対象の児1人につき2枚を交付するものとする。

9 利用券の使用

- (1) 利用券の交付を受けた妊婦又は父・母は、事業を利用するときに、市が指定する事業者を利用券を提出するものとする。
- (2) 利用券は、対象の児が生後12か月に達する1日前までの期間に限り使用することができる。ただし、1開催事業につき利用券1枚を使用することとする。
- (3) 利用券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

10 実施報告及び委託料の請求

- (1) 事業の委託料は、利用券1枚につき1,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 事業者は、ハッピー子育て事業実施報告書兼請求書（様式第6号）に利用券を添えて、翌月の10日までに市へ請求するものとする。
- (3) 市は、(2)の請求があったときは30日以内に事業者に対し委託料を支払うこととする。